

賛成少数(賛6・否7)で否決

町長辞職勧告決議案を動議

令和3年第4回定例会を12月7日から13日まで、7日間の会期で開催し、町提出の専決処分1件、条例改正3件、補正予算3件について審議を行いました。また、一般質問には2議員が登壇しました。

(審議の結果は4頁に掲載)

7議員が討論

本会議初日は、専決処分(一般会計補正予算)1件を承認し、条例改正、一般会計ほか特別会計、企業会計補正予算の6議案について提案理由の説明が行われました。また、土井秀敏議員ほか5名より、多古町長辞職勧告決議案の動議が提出され、質疑、7議員の討論を経て、採決し、賛成6、反対7の賛成少数で否決されました。本会議終了後、空港対策特別委員会協議会を開催し、航空機騒音測定結果、芝山鉄道利用者駐車場利用状況について説明を受けました。

(7議員の討論は3頁掲載)
(空港対策特別委員会協議会は9頁掲載)

9日は、2議員による一般質問が行われ、建設残土埋め立ての問題点や町づくり、公共交通に関する問題、町長逮捕の件などの質問が行われました。その後、6議案について質疑を行いました。

(一般質問は5~7頁に掲載)

最終日は、本会議開会前に令和3年6月9日に発生した盛土崩落事故現場(南玉造地区)を議員全員で視察しました。本会議では、6議案の討論、採決を行いました。

(崩落現場視察の様子は12頁に掲載)

反対



菅澤久 議員

町長が、町民から不信を持たれるような行為をすることは許されることではありません。しかし、今回の件については、勾留期限(20日間)が間近であり、あと数日で町長が保釈されることも考えられます。保釈された場合には、町長がどのような弁明をし、今後の対応をどのように考えているのか、町長自ら釈明する機会があると思います。私は、その状況により判断すべきと考え、今回の議会で議決することは時期尚早と考え、反対します。



菅澤環 議員

辞職勧告に反対の立場から討論いたします。逮捕という現実はありませんが、住民の皆様には、現在、テレビや新聞での報道でしか情報として届いていません。20日近く事情聴取が続いていますが、はっきりとした結論の出ない中、辞職勧告の賛否を判断することは時期が早いと考えます。多くの住民の声を反映させるべき議員としては、本人の気持ちと今後の考えについて、しっかりと聞いた上で判断したいと考えます。



行橋千春 議員

町長が逮捕されたことに対しては、町長への責任を問う声、また、なぜこうなったのかという疑問の声、そして、町長の今までのいろいろな施策についての評価の声など、様々な意見がありました。また、報道の範囲だけでなく、わからない状態であり、こちらから辞職勧告を突きつけるのではなく、多古町長自らの進退を聞きたいと思います。よって、ここでの辞職勧告決議案には反対です。



飯田良一 議員

政治倫理条例上、疑いがすべて事実となり、法を犯したとすれば倫理上よろしくないと思いますが、今まだ結論が出ていない中で、町民を代表する我々議会が辞職勧告を可決してしまえば、法に触れていない結果となった場合、多古町の品位と名誉を傷つけてしまう事態にもなりかねません。また、辞職を求めるとは、町長から声を頂きたい。これこそ町民の声でもあります。慎重にご判断いただきたいと考え、討論いたします。

賛成



菅澤博隆 議員

多古町政治倫理条例にも明記されているように、町長は立場と職責の重さを深く認識し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識を持って町政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。公職選挙法違反容疑での逮捕は町民の信頼を大きく損なう事態でありました。町長に就任されてから今日まで、教育、子育て、福祉の分野でその手腕を発揮され、高く評価される業績があった中、町長としての地位利用容疑はそれらの評価を大きく傷つけるものであります。町長には、この責任を自ら重く受け止めていただき、速やかに辞職されるべきと考えます。



佐藤幸三 議員

議員は、住民の代表者として、住民の立場に立った意思表示をすべきものとされています。公職選挙法違反による町長逮捕及び庁舎内に家宅捜索が入るなど、前代未聞の出来事でした。よって、町政に対する町民の信頼を大きく損ねる結果となりました。多古町政治倫理条例にも定められている通り、自らの行為は自治体の長としての責任を取り、信頼の修復に努めるべきものとして、辞職勧告決議案に対し、賛成します。議員諸氏の背中には、地域の皆さんが居ること考えて、判断するようお願いします。



鶴澤茂 議員

所町長は就任以来、災害対応、子育て政策等の確に対処され、高く評価します。しかし、公職選挙法違反容疑で逮捕、送検と前代未聞の事件は、町民の信頼を裏切り、町のイメージを失墜させるものです。町幹部職員は事情聴取を受け、20日以上副町長が職務代理を務める等、町を混乱させ、業務遂行に著しく支障をきたした責任は重大です。真相は司法当局が解明することですが、議会には行政のチェック機能として大きな使命があります。議会は、議会としての意思表示をすべきであると考え、決議案に賛成します。

動議とは?

主に議会の進行や手続きに関して議員から議会に対して行われる提起で議会の議決が必要なもの。(多古町議会が議題とするには、2名以上の発議によらなければなりません)

多古町政治倫理条例	
上記の決議を要する。	
発議者	賛成者
菅澤久	菅澤久
菅澤環	菅澤環
菅澤博隆	菅澤博隆
佐藤幸三	佐藤幸三

多古町議会議長	
菅 文 一 郎	
菅澤久	菅澤久
菅澤環	菅澤環
菅澤博隆	菅澤博隆
佐藤幸三	佐藤幸三



おともだちになってね (多古町子ども園 4歳児・発表会)